

ミーマーンサー・スートラにおける “arthāpatti” と “anumāna”

吉 水 清 孝

I. Mīmāṃsāsūtra (JS) 7.4.16: liṅgaṃ saṃghātadharmāḥ syāt tadarthāpatter dravya-
vat ; 7.4.18 : arthāpatter dravyeṣu dharmalābhah syāt.

丸一年に渡る Gavāmayana 祭の期間中に、“jyotis”・“go”・“āyus”といった名称の一日ソーマ祭が度々催される¹⁾。他方では、一年以内の sattrā 祭の式次第は、Dvādaśāha 祭に準ずると決められている²⁾。Gavāmayana 祭の期間中に jyotis 等の一日ソーマ祭を行う期日に、一日ソーマ祭の儀礼と Dvādaśāha 祭の儀礼とが矛盾する場合には、どちらを優先すべきか。反論者は、Gavāmayana 祭本祭に先立つ、準備期間中のバター献供(upasad)を説くヴェーダの一節から「二つにより」(dvābhyām)を六度繰り返す釈義文(TS 7.4.9.1)を引用し、「この文章が、Dvādaśāha 祭の場合(TS 7.2.10.3; ĀpŚS 21.4.9)と同じく、Gavāmayana 祭に於いても upasad を 12 日間行うべきことの徴表(liṅga)となるのだから、同様にして Gavāmayana 祭の期間中は常に Dvādaśāha 祭の細目規定を優先するべきだ。」と主張する(ŚBh³⁾ ad JS 7.4.14)。upasad は一日ソーマ祭の場合には一日 2 回三日間、Dvādaśāha を含む ahina 祭の場合には 12 日間行う(cf. JS 3.3.16)。これに対し定説者は、Gavāmayana の章の中で“jyotis”などの名称が一日ソーマ祭を直接表示(abhidhāna)しているのだから、Gavāmayana 祭の期間中でも jyotis 等の期日には一日ソーマ祭の規定を優先すべきだとする(JS 7.4.15)。JS 7.4.16 は定説を支持する第三者による上記引用文の解釈である。それによれば、この文章は Gavāmayana 祭が Dvādaśāha 祭と同じく多くの日にちに渡る(ahāḥsaṃghāta)祭式だと語っているに過ぎない。そして両祭式が共に長期に渡るのは、両者が同じく繁栄(rddhi)を果報としてもたらすためであり、このことは、供物の素材として必要な米がないとき、米を使った場合と同様の供物が出来上がることを根拠として、野生米が代用される(cf. ŚBh ad JS 3.6.37)のと同じだ(ŚBh pt. 5, 437, 19-21)と言う。JS 7.4.16 は、「[JS 7.4.14 での引用文が]表わしているのは、[両者いずれにも]長期に渡るという[祭式の]細目があることだ。[Gavāmayana 祭は]それ(Dvādaśāha 祭)の効果を奏するから、[供物の]素材

の如し」と訳せる。しかし定説者はこの解釈に同意せず、上記引用文を反論者が解釈する通りに、Gavāmayana 祭の upasad は 12 日間行うべきだとする⁴⁾。けれども野生米が代用として米と同様の扱いを受ける (dharmalābha) 根拠は、野生米が米と同様に奏効すること (arthāpatti) にあると認めている (JS 7.4.18)。

JS 10.1.30: aviruddhopapattir arthāpatteḥ śtavad guṇabhūtavikāraḥ syāt.

Agniṣomiya 犠牲祭において、犠牲獣の腸網膜を Agni-Soma に捧げる中核的な儀式の後に、同じく Agni-Soma への祭餅祭 (paśupuroḍāśa) をおこなう。この祭餅祭は犠牲祭に遠隔より裨益する (ārādupakāraḥ), 即ち供物を異にしつつも犠牲祭に裨益する祭式行為であるのか、それとも神格を浄化する儀礼 (devatāsamskāra)⁵⁾ なのか。反論ストラ JS 10.1.22 では、Agni-Soma を「かわらけ」(kapāla) に喩える。かわらけは従属的要素として餅焼きにも脱穀 (cf. JS4.1.26) にも用い得る。同様に Agni-Soma は、犠牲祭においても祭餅祭においても従属要素⁶⁾ として働くのであり、paśupuroḍāśa は、付属祭であるにせよ⁷⁾、Agniṣomiya 犠牲祭と同じく祭式行為であると反論者は言う。これに対し定説ストラ 30 の “aviruddhopapatti” は、犠牲祭において従属要素であった神格 Agni-Soma が、paśupuroḍāśa において、祭餅の献供によって浄化されるべき主要要素となることは、矛盾せずに成立することを言う (ŚBh pt. 6, 260,21-23)。それは沸かしした牛乳 (śṛta) で粥を炊いて供物とするのに似ている。牛乳は米を浸すことにより、通常の供物である祭餅を作る時に米に振りかける聖水と同じ働き (260,24: prañitākārya) をして従属要素となる (guṇabhūta) けれども、乳粥の献供に於ては米と共に供物の一部となるから、主要要素に変容 (vikāra) する。同じものが場面の違いにより、主要要素の、或いは従属要素の効果を発揮することを、定説ストラ 30 では arthāpatti と言い表している。

JS 10.3.35 : arthāpattes taddharmā syān nimittākhyābhisamyoḡāt.

初穂祭 (āgrayaṇa) は新月満月祭の式次第に従って為されるべきだとされる (cf. ĀpŚS 6.29.5;6.30.12-13) が、新月満月祭では anvāhārya 粥が祭官への布施 (dak-ṣiṇā) であるのに対し、初穂祭では、布施として衣 (vāsa) または期間内で最初に生まれた子牛 (vatsa) が祭官に与えられる⁸⁾。JS 10.3.35 は、シャバラ註によれば、新月満月祭の章内での anvāhārya 粥に関する細目の規定は、原則として粥に対してばかりでなく、衣ないし子牛に対しても、可能な限り遂行するべきであると言う⁹⁾。その理由は、これらの規定が布施という特殊な祭式構成要素 (ŚBh pt. 6, 329,11 : sādhanaviśeṣa) に対して定められており、布施としての働きをするものであれば原則として全てに共通するからである。衣も子牛も粥と同様の効果をもたらすこと

(40) ミーマンサー・スートラにおける “arthāpatti” と “anumāna” (吉 水)

を, JS10.3.35 では arthāpatti と言う。同様の効果とは、祭官に報いること (parikraya) である。スートラ末尾の “nimittākhyābhisam̐yoga” は、祭官に報いることを事由 (nimitta) として布施が初穂祭にも結びついていることを言う (329,13-14)。

JS 10.4.35 : sam̐yogo vā ^ arthāpatter abhidhānasya karmajātāt.

穀物や乳による祭式 (iṣṭi) の主要祭の直後におこなう sviṣṭakṛt に際しては、一般には Agni-sviṣṭakṛt を供養する。JS 10.4.34-35 では、ソーマ祭の最後に行う沐浴の前に水中に供物を投下する avabhṛteṣṭi であるが、その主要祭の直後に行う sviṣṭakṛt に於て、神格となる AgniVaruṇa¹⁰⁾ にも、“sviṣṭakṛt” を付加して呼びかけるべきか否かを検討する。反論者は、Agni が人々の慣用的な合意により “sviṣṭakṛt” という別名で呼ばれるのであり (ŚBh pt. 6, 388,24 : sām̐vijñāyika), Agni-Varuṇa は Agni とは別の神格であるから Agni の別名では呼び得ない、と主張する。しかし定説スートラ 35 は「そうではなく、[Agni-Varuṇa に “sviṣṭakṛt” との] 結合あり。奏効するゆえに。[“sviṣṭakṛt” という] 名称は [iṣṭi を完了するという] 行為に由来するものだから」と言う。「iṣṭi を首尾よく完了する」(ŚBh pt. 6, 389,8 : sviṣṭakarāṇa) という効果を奏した神格が sv-iṣṭa-kṛt と呼ばれるのであるから、avabhṛteṣṭi の中では Agni-Varuṇa もまた “sviṣṭakṛt” と呼びうる。

以上のように、JS のなかで “arthāpatti” は常に、「奏効すること」(*artham āpadyate¹¹⁾) を意味している¹²⁾。従って、ミーマンサー学派が pramāṇa の一種を “arthāpatti” と呼び習わすのは、JS 編纂期には遡り得ず、むしろ tantrayukti の伝統など学派外部からの影響による可能性があると言えよう。同じ語が全く別の意味で定着していたからである。

II. JS 11.1.29 : kratuvad vā ^ anumānena ^ abhyāse phalabhūmā syāt.

JS 11.1.29-37 では、先駆祭 (prayāja) をはじめとする付属祭 (āṅga) を行う回数について、それぞれの āṅga をくり返し行うべしとする反論者と、同じ āṅga は一度だけ行うべしとする定説者が応酬する。スートラ 29 は反論者説である。反論者は「[付属祭を] 繰り返し行うなら、その効果 (phala), 即ち主要祭への裨益 (upakāra) が高まるから」(abhyāse phalabhūmā) という理由の認識根拠を anumāna とする。実例に挙げられた kratu は、ここでは、スールヤへの祭式 (ŚBh pt. 7, 23,18) のような現世利己的果報を祈願する任意祭 (kāmyakarman) を指す。シャバラは「付属祭を行う以前には主要祭への裨益は起こらず、それを行った以降に裨益が起きるから、付属祭により裨益が起きる」と祭式内での因果関係を確定した (23,16-17) 後、

ミーマーンサー・スートラにおける “arthāpatti” と “anumāna” (吉 水) (41)

付属祭を繰り返すほど裨益がより高まるのは、任意祭の回数を多く行うほどその効果が高まる (cf. JS 11.1.20-26) のと同様である、と反論を解説する (23,18-19)。

JS 5.1.6 : arthakṛte vā ^ anumānam syāt kratvekatve parārthatvāt, svena tv arth-ena sambandhas, tasmāt svasābdam ucyeta.

ヴェーダから儀礼の遂行順序を読み取る際の解釈根拠のうち、「遂行順序の規定」(śruti) と「遂行上の効果性」(artha) の次に有力なのが「記載の順序」(pāṭhakrama) である。先駆祭を規定するテキスト (TS 2.6.1.1) には、祭薪などの下級神格へのバター献供の規定文が神格別に五度現れるのみであり、五度の献供の順序を規定した文はないけれども、記載順序通りに献供の遂行順序を想定すべきである。なぜなら、一人の人物が多数の儀礼を行わねばならないため、儀礼には遂行順序が必要である (ŚBh pt. 5, 112,5)。そこでヴェーダは、数多くの文を、それに従えば滞りなく祭式を進めていけるよう配列しているはずであり (112,8-10)、正当な理由なしに、それに逆らった順序を想定するのは不適切だからである¹³⁾。定説スートラ 5.1.6 は「そうではなくて、祭式に統一性がある以上、[多数の儀礼を一人がこなすという] 目的で立てられる (儀礼の遂行順序) についての anumāna があるはずである。[ヴェーダは個々の儀礼を規定する] 以外にも [儀礼遂行順序を知らせる] 目的をもつから、しかるに [諸々のヴェーダ規定文は、遂行順序を伴った] 各自の意味と結び付いている。従って [儀礼の遂行順序についての anumāna は、順に記載された] それぞれの言葉に基づくと言うべし。」と訳せる。

JS 5.1.20 : api vā kramakālasamyuktā sadyaḥ kriyeta, tatra vidher anumānāt prakṛtidharmalopaḥ syāt.

Cāturmāsya 祭のうち秋口の二日間に催される sākamedha では、朝に祭餅を Agni-anikavat へ、昼に粥を Marut-sāṃtapana へ、夕に乳粥を Marut-grhamedhin へ捧げるよう規定されている¹⁴⁾。三つの祭式を二日間に渡って行うべしとする反論者に対し、JS 5.1.20 では、一日のうちに全て行うべしとする定説者が応酬する。スートラの訳は「そうではなく、順次の時刻と結び付いた [て規定された三祭式] は、一日のうちに言うべし。それ (二日間に渡ってそれらを行うこと) に対する規定は anumāna に基づくから、[二日間に渡ると言う] 基本祭での細目は [この場合] 消去される。」となる。反論者は sākamedha の朝昼夕の三祭式を、二日間に渡る何らかの基本祭に準じた派生祭と見る (JS 5.1.19)。従って反論者説は、基本祭細目の拡大適用を定めた規定文 (codaka) に基づいた、間接的な解釈 (ānumānika)¹⁵⁾ である。これに対し、三つを一日のうちに (sadyas) 行うことは、朝昼夕と三つの時刻が実際

(42) ミーマンサー・スートラにおける “arthāpatti” と “anumāna” (吉 水)

に規定されていることに基づく直接的な解釈 (pratyakṣa) であり, ānumānika はそれと矛盾する pratyakṣa によって打ち消される (ŚBh pt. 5, 122,17-18).

JS 4.3.18 : phalam ātreya nirdeśād, aśrutau hy anumānam syāt.

このスートラは、現存する教令によって果報が明示されていない祭式のうち、その釈義文¹⁶⁾のうちに果報が示されている rātrisattra 祭などについては、その釈義文に基づいて、果報を定めた教令が想定されることを論じており、「アートレーヤによれば、[釈義文の] 教示から果報が[知られる]。なぜならば、[果報が] 明示されていない時には[果報の教令の] anumāna があるべきだから」と訳せる。シャバラはスートラの “aśrutau” と “anumānam” について、「これら (rātrisattra などの祭式) について、その果報が[教令に] 明記されていなくとも、果報の教令が文の補遺 (vākyaśeṣa) としてあるはずである。」と敷衍し (ŚBh pt. 5,73,6-7)、規定 (vidhi) の働きのある動詞語尾を釈義文に繋げるか、釈義文のもつ称賛 (stuti) の働きが規定をも兼ねると解釈するべきだ、と言う (73,9-14)。

JS 1.3.2 : api vā kartṣāmānyāt pramāṇam, anumānam syāt.

このスートラは、ヴェーダのみならずスムリティもまた pramāṇa たりうることを論ずる論題の定説スートラであり、シャバラ註によれば「そうではなくて、[スムリティは (ŚBh pt. 2,74,5)] 知識根拠である。[スムリティに規定された] 行為を行う者は[ヴェーダに規定された行為を行う者と (ŚBh pt. 2,77,4)] 同じだから、[対応するヴェーダ規定文が、たとえ現存せずとも] 想定されるはずである。」と訳せる。シャバラは、ヴェーダに記載がないがスムリティに規定されている行動規範を、弟子が師匠の後に従って歩むことや、水飲み場や井戸を建設することなど、その効果が眼に見えるもの (dṛṣṭārtha) と、aṣṭakā 祖霊祭など、その効果が眼に見えないもの (adṛṣṭārtha) とに二分する。前者の場合には、効果の観察のみからスムリティが知識根拠であると認められるが (77,11-12)、後者の場合には、ヴェーダの中の何らかの文言¹⁷⁾だけをもとに、それを規定するヴェーダの言葉 (ŚBh pt. 2,80,1:vaidikaśabda) が想定される。シャバラはこの anumāna により認識されるものがテキスト (grantha) であることを繰り返して強調している (ŚBh pt. 2,77,3; 6; 8)。他に JS1.3.3 及び 1.3.15 にも同じ意味での “anumāna” の用例がある¹⁸⁾。

以上の用例のうち、11.1.29 の anumāna は類比に頼った仮言的推論である¹⁹⁾。これ以外の用例は全て、テキストの文言に対する解釈²⁰⁾である。5.1.6 および 5.1.20 では、複数の儀礼記載に基づいた、儀礼遂行の順番ないし期間という事柄の推定を “anumāna” と呼ぶ。4.3.18 での anumāna は、釈義文での果報の記載をもとに、

釈義文を果報を記載した教令に見立てるテキスト操作を言う。そして1.3では、何らかの現存するヴェーダの文をもとに、スムリティの行動規範を裏付けるような、現存しないヴェーダの言葉を想定することが anumāna とされた。やがてミーアマンサー学派では聖典解釈内での anumāna の多くが“śrutārthāpatti”の名で呼ばれ、更に śrutārthāpatti による認識の対象が事柄であるのか言葉であるのかを巡る論争が起こるが、両説の起源は JS 編纂期にまで遡ると言えよう。

- 1) Hillebrandt: *Ritual-Litteratur*, 1897, p. 157 によれば, jyotis・go・āyus・go・āyus・jyotis の順で構成される六日間の abhipravaṣaḍaha を毎月三度ないし四度催す。jyotis は Agni-ṣtoma 型であり, go と āyus は Ukthya 型である。Cf. ĀpŚS 21.15.10-21.16.21; 22.1.4.
- 2) JS 8.1.17: gaṇeṣu dvādaśāhaya; ĀpŚS 21.15.2; 24.4.4; BŚS 24.5: 188,16; KŚS 13.1.1; ŚŚS 11.1.1; Chakravarti: *The Paribhāṣās in the Śrautasūtras*, 1980, p.136. シャバラは ahargaṇa の範囲を“dvirātrādayaḥ śatārātraparyantāḥ” (ŚBh pt. 6, 11,6) とするが, あとで Gavāmayana をも含める (ŚBh pt. 6, 11,13).
- 3) ŚBh = Śābarabhāṣya in: *Mīmāṃsādarśanam*, Ānandāśrama Skt. Ser. 97 (2nd. ed.).
- 4) Dvādaśāha 祭に準じた Gavāmayana 祭本祭の第一日目が prāyaṇīyātīrātra である。一方 Gavāmayana 祭の期間中での jyotis などの一日ソーマ祭は, 筆頭の祭式 (mukhya) である prāyaṇīyātīrātra 等 に比べれば後背的な祭式 (jaghanya) に過ぎない。upasad を行うのに, 筆頭の祭式を差置いて, 後背的な祭式に裨益するよう取り計らうのは適切ではないから, upasad は prāyaṇīyātīrātra に向けて 12 日間行うべきである (ŚBh ad JS 7.4.19).
- 5) dravya を主要要素とし, その完成を目指す儀礼は浄化儀礼である。Cf. JS 2.1.8; 4.3.1.
- 6) 祭式行為 (cf. JS 4.2.27-28) に対しては, 神格は従属要素となる (JS 9.1.9).
- 7) 新月満月祭において ājyabhāga が一部の主要祭と同じ神格にバターを捧げるにも拘らず, 主要祭に裨益する付属祭である (cf. JS 10.1.16-18) のと同様。
- 8) Cf. ĀpŚS 6.30.7; BŚS 3.12: 82,11&83,2; BhŚS 6.17.19&18.3; MŚS 1.6.5.27&28; KŚS 4.6.9&19.
- 9) 例えば加熱やバター塗布は, 衣や子牛に対しては為すべきでない (JS 10.3.36-38).
- 10) Cf. Caland-Henry: *L'Agniṣtoma*, 1906-07, p. 398.
- 11) Cf. ŚBh pt.5,437,20 (JS7.4.16): tatkāryāpanneṣu nivāreṣu; pt. 6,329,12 (JS 10.3.35): anyasminn api tatkāryāpanne. tatkārya-āpanna は対格前分の複合語である。(cf. Pāṇini 2.1.24)
- 12) JS 9.2.49: “ubhayaśāmi caivam ekārthāpatteh” では, 反論者が, 特殊なソーマ祭である Samsava と Gosava に於いては, br̥hat と ratham̐tara (cf. PB 19.13.5; TS 3.1.7.2) の両サーマンのための細目 (dharma) は, 相互に矛盾しない限り, 併せて遵守すべきだと説く。理由句“ekārthāpatteh”は, 両方のサーマンの細目が, 共に同じ「昼のサーマン朗詠」(pr̥sthastotra) を結果するように働くものであることを言う (ŚBh pt. 6,173,5-6).
- 13) Cf. ŚBh pt.5, 112,14-15: adr̥ṣṭam kalpyeta, tac cānyāyām dr̥ṣṭe sati.
- 14) TS 1.8.4.1; Einoo: *Die Cāturmāsya oder die altindischen Tertialopfer*, 1988, p. 149-174.
- 15) JS 10.5.8; 10.8.14 でも, codaka に基づき導出される解釈が“ānumānika”と呼ばれる。

(44) ミーマンサー・スートラにおける “arthāpatti” と “anumāna” (吉 水)

- 16) 12 夜以上一年未満 (百夜以下) の諸 sattra 祭を “rātrisattra” と総称する。Cf. Kane : *History of Dharmaśāstra*, II, 2 : 1239 ; KŚS 24.1.1 ; ĀśvŚS 11.1.7-8. シャバラの引用する釈義文 (ŚBh pt. 5, 72, 19-20) は, pratiṣṭhā · brahmavarcas · anna を果報としつつ “ya etā [rātri] upayanti” で終わる。PB 23 に略式規定された諸 sattra のうちの幾つかは, これと同様の釈義文の中で, 三つのうちの何れかを果報としている。
- 17) aṣṭakā 祖霊祭 (cf. Kane : *op. cit.*, IV : 353-359) を根拠づけるために, 夜 (rātri) を称えるマントラ (PGS 3.2.2 ; ĀpMP 2.20.27 ; ≡ AV 3.10.2) の一部が想定の特徴として ŚBh pt. 2, 77, 10 に引用される。Cf. GGS 3.10.1 : aṣṭakā rātridevatā ; Kane, *op. cit.* IV : 356.
- 18) JS 1.3.3 は, スムリティの権威付けのためにシュルティを anumāna することができるのは, スムリティの規定がヴェーダと矛盾しない限りにおいてだと説く。1.3.15 では反論者が, 地方に固有の習俗も, スムリティと同様に anumāna により権威づけられると主張する。ĀpDhS における同じ意味での “anumāna” については, 渡瀬信之「Dharma の確立」『東海大学紀要文学部』33, 1980 : (1) - (12) 参照。
- 19) $\forall x (Px \supset Qx)$ から全称例化により $Pa \supset Qa$ を導出している。但し 11.1.29 の言う anumāna には, 特殊な実例のみから導いた全称条件文に依拠する点で, 誤謬がある。JS も 11.1.30-32 において, 実例 kratu の一般化はできないとして 29 の説を退けている。
- 20) JS 11.4.4-7 では, Rājasūya 祭において, 祭式開始時に任命された祭官たちのみが長期間の祭式を最後まで務めあげるべきことを論ずる。シャバラは, 最初の定説スートラ 5 : “na[^]upadiṣṭatvāt” を註釈した後, 定説の第二理由となる “lāghavāpattiś ca” という句を挿入し, これを次のように解説する : evaṃ ca sati lāghavaṃ bhavati. itarathā itikarmopādānam, tad guru (h) syāt (ŚBh pt. 7, 109, 10-110, 1). itikarmopādāna とは, 「しかじかの儀礼毎に [新たに祭官を] 採用すること」であろう。この句は, 正規のスートラではないとしても, シャバラ以前の時代から既に, 解釈の簡潔性 (lāghava) が求められていた証拠となる。
- *祭式文献の略号は, Gonda : *The Ritual Sūtras* (HIL. 1, 2) に従う。なお本誌第 47 巻所収の拙稿「シャバラによるスートラ 2.1.5 註の理解に向けて」に関連して, シャバラは ŚBh pt. 5, 183, 17-21 にて, 「祭式の有効性はヴェーダ教示の有意義性に基づく [pramāṇa としての] arthāpatti により知られる」という反論を論駁している。本稿は平成 11 年度文部省科学研究費 (基盤研究 C) による研究成果の一部である。

〈キーワード〉 arthāpatti, anumāna

(北海道大学助教授, Dr. Phil.)